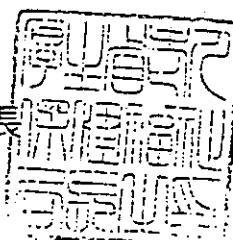


老発第787号  
平成12年11月24日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生省老人保健福祉局長



### 「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について」の一部改正について

標記措置の実施については、特段の御配慮をいただいているところであるが、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について」(平成12年5月1日老発第474号)の別添3「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業実施要綱」の一部を下記のとおり改正し、平成13年1月1日より施行することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体等に対し、本事業の趣旨及び内容の周知徹底を図られたい。

なお、本事業は、社会福祉法人の自主的な判断に基づくものであるが、都道府県及び市町村においては、管内社会福祉法人に対し、積極的な実施を依頼するとともに、社会福祉法人が実施すると判断した場合には、必ず実施できる体制を整えていただきたい。また、本事業を必要とする方に利用しやすいものにする観点から、市町村に相談窓口を設置する等住民に対する制度の周知徹底に特段のご配慮をお願いしたい。

#### 記

1 3の(7)に次を加える。

なお、指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に係る利用者負担を減免する社会福祉法人については、減免総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が5%を超える部分について、全額を助成措置の対象とするものとする。

2 4の(3)中「社会福祉法人が実施する」の前に「市町村又は」を加え、「例外的に」を削り、「社会福祉事業を直接経営する市町村をはじめ」を「社会福祉事業を経営する」に改める。



なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に係る利用者負担を減免する社会福祉法人については、被扶養者（うち、当該施設の運営に關する収入に対する割合が5%を超える部分について、全額を引成措置の対象とするものとする。

三

第三章 計算機の構成と機能

4 留意事項

- (1) 別添1及び別添2の事業との適用とに応じて、本事業に基づく社会福祉法人等による利用者負担の減免措置の適用を行いうるものとする。

(2) 介護保険制度における高齢者サービス費の支給を行ううものとするとする。

(3) 介護保険制度における高齢者サービス費が指定で介護老入居者に支給される場合に、当該の高齢者サービス費の支給を行いうものとするとする。

(4) 介護保険制度における高齢者サービス費が指定で介護老入居者に支給される場合に、当該の高齢者サービス費の支給を行いうものとするとする。

(5) 本事業の実施主体は市町村であるが、都道府県(指定都市、中核市)を通じて社会福祉法人等からの助成の申請を受け付けるとともに、都道府県(指定都市、中核市)は、関係市町村に対し助成額の配分を行うとする。